

平成22年9月15日

静岡県 教育委員会事務局 社会教育課 環境整備担当 御中

郵便番号 105-0003
住 所 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階
氏 名 社団法人電気通信事業者協会
電話番号 (03)3502-0991

「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部改正案」について

「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例を一部改正する条例(案)」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話・PHS事業者の意見を当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、ご査収の程宜しくお願い申し上げます。

<今回の条例改正の方向性について>

青少年の健全育成には、ご家庭の方々、及び各自治体の方々を含めた社会全体の協力が重要であることについて、事業者としても、強く認識しております。民間事業者では自主的な取り組みをしており、より一層の推進を図るため、各自治体の方々にご協力を賜りたいと考えております。

<「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」の一部改正(案)の概要について>

2 携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置(新設)について

保護者や青少年にフィルタリングサービスの必要性をご理解頂き普及促進することの重要性については、事業者においても強く認識しており、今年4月には「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」を策定する等、自主的な取組の強化に努めております。今後も普及促進に向けた民間事業者の取り組みを継続・強化していく所存です。

(1)保護者の義務について

本条例改正(案)のフィルタリング解除時の保護者からの解除理由申出に関する事項等については、その趣旨・目的理由を明確にさせていただくと共に、これらの運用方法が事業者にとって過度な負担とならないよう、ご配慮いただきたく存じます。また、申出書が提出されない場合においても、電気通信事業者は電気通信事業法に規定されております役務提供義務(法第121条)の観点により、役務提供の拒否を行うことはできません。改正条例に規定されます解除申出書の運用と、電気通信事業法との整合性等もご考慮いただき、今後も意見交換を通じて関係法令と齟齬が生じないようご配慮いただけますようお願い致します。

(2)事業者の義務について

フィルタリングサービスについては、既に「電気通信事業法施行規則」及び「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン※」により、契約時の説明が携帯・PHS事業者の義務づけられているため、本条例にて、二重規制を行う必要性はないものと考えます。

申出書の保存については、書面の保存に代えて書面に記載された事項の電磁的記録を保存することでも可としていただきたいと思います。

(3) 立入調査・勧告・公表について

立入調査等については、事業者の営業活動の妨げにならないようにご配慮いただきたいと思います。

※参考)「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」抜粋

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)は、フィルタリングサービスの利用について、保護者の判断に委ねているが、保護者が的確な情報に基づいて利用の必要性について判断し、事後も安易な解除を防止する観点からも、フィルタリングサービスに関する説明が必ずなされることが必要である。

<改正後の対応について>

条例施行に伴い必要となる保護者の責務については、条例施行にあたっての混乱を招かないよう周知徹底策をお願いしたいと考えております。

民間事業者としましても、青少年の適切なインターネット利用の発展やフィルタリングサービスの普及状況に応じて、その効果を鑑みながら施策を適宜見直ししております。条例に規定される義務内容についても同様に、青少年をとりまく状況や、民間の自主的な取り組みもふまえ、適宜見直しをしていただきたいと思います。

以上